

平成 31 年 1 月 7 日

指定介護サービス事業者 各位

島原地域広域市町村圏組合 介護保険課

介護職員処遇改善加算に係る届出について

1. 平成 31 年度 介護職員処遇改善計画書の届出について

介護職員処遇改善加算につきましては、算定を受ける年度ごとに届出をしていただく必要があります。平成 31 年度に当該加算を算定しようとする事業者は、提出期限までに介護職員処遇改善計画書等をご提出いただきますようお願いいたします。

※平成 30 年度に当該加算を算定していても、平成 31 年度の届出がない場合には、引き続き加算の算定を受けられません。

届出対象事業所	島原地域広域市町村圏組合が指定権者である介護サービス事業所 ●地域密着型サービス事業所 ●介護予防・日常生活支援総合事業（第 1 号通所事業・第 1 号訪問事業）の指定を受けている事業所 ※管外の指定事業所含む。
提出書類 ※本組合ホームページに必要な様式を掲載しております。	1. <u>介護職員処遇改善計画書 一式</u> ①連絡票 ②別紙 1 ③別紙様式 2 ④添付書類 1～3 2. <u>変更届出書 一式</u> ※新規 又は 加算区分を変更する場合のみ提出。 (例:平成 30 年度加算Ⅱ→平成 31 年度加算Ⅰ 等) ①変更届出書 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制状況一覧表 3. <u>その他必要書類</u> 新たに加算を取得する場合（新規又は加算区分の変更）や、前回提出以降にキャリアパスに関する規定を変更した場合のみ、キャリアパス要件を満たすことを示す書類（就業規則や給与規程等）を提出してください。
提出先	〒859-1492 長崎県島原市有明町大三東戊 1327 番地 島原市役所有明庁舎 3 階 島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 給付係 宛 ※郵送または直接持参により介護保険課へご提出ください。 ※郵送の場合は、封筒に「処遇改善加算関係書類 在中」とご記入ください。
提出期限	<u>平成 31 年 2 月 28 日 (木)</u> (郵送の場合は、当日消印有効。) ※提出期限に遅れた場合、平成 31 年 4 月からの算定は出来ませんので、ご注意ください。

<p>その他留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度の介護報酬改定により、<u>介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、一定の経過措置期間の後、廃止することが決定されております。</u>期間は未定ですが、現時点で当該加算を算定する予定の事業所はご注意ください。 ・法人が複数の指定権者の介護サービス事業所等を有する場合で、計画書を一括して作成する場合には、それぞれの指定権者（長崎県等）にも計画書の提出が必要となります。 ・新たに加算を取得する場合（新規又は加算区分の変更）は、利用料金が変わることになるので、必ず利用者等から同意を得てください。
<p>参考資料</p>	<p><u>厚生労働省公表資料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成 30 年 3 月 22 日付け老発 0322 第 2 号） ・介護保険最新情報 vol. 583 「平成 29 年度介護報酬改定に関する Q&A」（平成 29 年 3 月 16 日）

2. 介護職員処遇改善加算の変更に係る届出について

届出内容に変更が生じた場合、「介護職員処遇改善加算変更届出書」を提出する必要があります。

- ・キャリアパス要件等に関する適合状況に変更があった場合（加算区分の変更 等）
- ・事業所数の変更があった場合（法人一括により届け出た事業所等の数から増減 等）
- ・法人情報の変更があった場合（会社法による吸収合併、新設合併等により介護職員処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合）
- ・就業規則又は給与規程の変更があった場合

3. 介護職員処遇改善実績報告書の提出について

介護職員処遇改善加算を算定している事業者は、毎年度ごとに実績報告書の提出が必要となるので、期限（7月末）までに提出してください。介護職員処遇改善加算を算定していたにもかかわらず、実績の報告が行われない場合は、不正請求として全額返還となる場合がありますのでご注意ください。

4. 問い合わせ先

長崎県島原市有明町大三東戊 1327 番地 島原市役所有明庁舎 3 階

島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 給付係

電話：0957 - 61 - 9101

FAX：0957 - 61 - 9104